

3月6日（第3号）

○議長 宮城清政君 これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

開議（午前10時01分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 知念富信議員、2番 新垣由雄議員を指名します。

日程第2．議員諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第2．議長諸般の報告を行います。明日3月7日は、全議員による現場調査を予定しておりますので、決議第1号 議員派遣の件についてを後刻議題とします。以上をもって諸般の報告といたします。休憩します。

休憩（午前10時02分）

再開（午前10時02分）

○議長 宮城清政君 再開します。

経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 昨日の議案第12号 平成30年度南風原町一般会計予算中で、宮城寛諄議員のほうから橋梁点検業務が終わって、修繕する橋梁はなかったのかどうか。平成30年度予算に計上されていないのかという質疑に対して、修繕橋梁はないという答弁をいたしました。今年度の調査の結果で、修繕が必要という橋梁が1橋、結果が出ております。場所につきましては、町道68号線の南風原町字照屋の照屋橋というのが、ランクが4つあって、そのうちの3ということで、この1橋だけ、修繕が必要とするという橋梁が出ております。それについては、平成30年度の結果を踏まえて、平成31年度予算要求において修繕計画を予定しております。それを行った後に、また平成32年以降に修繕という形でやっていく予定でございます。これをもちまして、訂正とさせていただきます。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時04分）

再開（午前10時06分）

○議長 宮城清政君 再開します。

これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第13号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計予算について

○議長 宮城清政君 日程第3．議案第13号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さん、おはようございます。議案第13号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計予算 平成30年度南風原町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億7,504万9,000円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。（一時借入金）第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、25億円と定める。（歳出予算の流用）第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第13号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計予算について、概要をご説明いたします。平成30年度から都道府県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となることに伴い会計科目の改正がございます。市町村は引き続き保険者として資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収等の業務を担い、医療給付等に必要な資金は都道府県からの保険給付費等交付金の交付を受ける一方で、徴収し

3月6日（第3号）

た保険税は国民健康保険事業費納付金として県に納付することとなるため、新たな制度に対応した国民健康保険特別会計として改正しております。

まず、2ページから3ページにかけて、第1表歳入歳出予算についてでございます。平成30年度の予算総額は40億7,504万9,000円で、前年度に比べて13億6,755万円（25.1%）の減となっております。主な減の要因は、制度改正により保険財政共同安定化事業など一部の事業が県に移行することによるものです。内容については、6ページ以降の事項別明細書で説明いたします。また、歳入不足額を確保するために、一般被保険者国民健康保険税に歳入歳出不足調整額として、1億3,085万9,000円を計上しております。

それでは歳入についてご説明いたします。8ページをお願いします。1款の国民健康保険税は、平成29年10月末時点の調定額に各節の前年度実績の収納率を乗じて積算しております。1目．一般被保険者国民健康保険税2億384万6,000円の減は、歳入歳出の不足調整額が、前年度と比較しまして2億413万円の減となったことが主な要因です。2目．退職被保険者等国民健康保険税1,091万円の減は、退職者医療制度が平成27年度から新規加入が廃止されたことによる退職被保険者の減によるものです。

10ページから11ページです。4款1項．国庫負担金10億5,712万7,000円、2項．国庫補助金6億6,879万4,000円の減は、国保制度改正に伴い国庫支出金は県の歳入となることによるものです。なお、1目．療養給付費等負担金については過年度分について費目存置としております。

12ページから13ページです。5款1項．県負担金6,072万5,000円の減は制度改正による廃目で皆減、2項．県補助金26億4,086万7,000円の増は、2目．保険給付費等交付金において、町が支払う保険給付費等に必要な資金として交付される、1節．普通交付金26億6,556万4,000円増、精神・結核や未就学児の医療費、保険者努力支援等で市町村へ配分される、2節．特別交付金2億5,878万9,000円増、廃目による財政調整交付金2億8,348万6,000円の減によるものです。

15ページです。6款1項．療養給付費交付金1億2,626万7,000円の減は制度改正による廃目によるもので、1目2節．過年度分については費目存置としております。

17ページです。10款1項1目．一般会計繰入金1,961万4,000円減は、2節．職員給与費等繰入金で人事異動による職員給料等157万4,000円増はあるものの、被保険者数の減少による、1節．保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）846万8,000円減、3節．出産育児一時金繰入金162万7,000円減、4節．財政安定化支援事業繰入金912万5,000円の減、7節．保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、196万8,000円減が主な要因です。

23ページをお願いします。12款4項1目．一般被保険者第三者納付金300万円増は、交通事故等により保険給付した分を徴収するもので、3カ年の平均で計上しています。5目．高額療養費貸付金収入274万8,000円減は、実績見込みによるもので歳出29ページの高額療養費貸付金に同額を計上しております。

25ページから27ページにかけましては、制度改正により廃款となる科目です。

引き続き、歳出についてご説明いたします。28ページをお願いします。1款1項1目．一般管理費548万6,000円減は、7節．賃金で職員の産休による臨時職員賃金169万6,000円の増はあるものの、人事異動による職員人件費270万1,000円減、13節．委託料において214万円減、21節．貸付金で実績見込みによる274万8,000円減が主な要因です。

33ページから37ページ。2款．保険給付費については、被保険者の減少によりそれぞれの目において減となっております。

38ページから40ページにかけてでございます。3款1項1目．一般被保険者医療給付費分8億8,276万8,000円、2目．退職者被保険者医療給付費分257万6,000円、2項1目．一般被保険者後期高齢者支援金等分2億1,559万3,000円、2目．退職被保険者後期高齢者支援金等分78万2,000円、3項1目．介護納付金分8,822万1,000円の皆増については、国保制度改正により町が県に納付する国民健康保険事業費納付金をそれぞれ計上しています。この事業費納付金は、医療分、後期支援金等分、介護納付金分を沖縄県が県全体の必要総額を算出し、各市町村の医療費水準や所得水準等で算出された係数で案分し、さらに各市町村への国・県からの公費分を減算して積算された県より示された事業費納付金の額であります。

42ページをお願いします。6款1項1目．特定健康診査等事業費133万8,000円増は、13節．委託料で特定健診受診率向上対策として県医師会の「Tポイントを活用した健診医療受診の取組（案）」の実証事業を受けて行う事業委託料108万5,000円の計上が主な要因です。

3月6日（第3号）

48ページをお願いします。11款1項1目、予備費450万円減は、県単位化により急激な医療費の増への対応が県の交付金を受け対応できることから減としております。

49ページから53ページにかけましては、制度改革により廃款となる科目です。以上が、平成30年度南風原町国民健康保険特別会計予算の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 教えてください。今までの自治体から県のほうに、保険者の制度が変わるということになるのですが、そうしたときにそれを受ける住民というか、町民はどういう影響を受けるのか。職員のスタッフの皆さんが、どのような仕事の流れになるのか。軽くなるのか、重くなるのか。より負担が大きくなるのか。その辺の内容についてお聞かせください。細かいところは委員会のほうでお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。制度の改正といいましても仕組みの違いでございまして、保険者が市町村はそのまま、これに県も加わるということでございまして。国民健康保険の保険者は県と市町村となります。市町村はこれまでどおりの保険給付や資格の確認、保険税の賦課徴収、そういう事務は全て残ります。職員の事務量がふえるか減るかについても、ほとんどこれまでどおり。ただ、市町村は集めた保険税を県から示された事業費納付金の額として、その財源に充てる部分として税も含めて県に納めるという仕組みになります。県のほうは、市町村が医療機関に支払う保険給付費、その分については100%、県から市町村に交付されてくるという仕組みになっております。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑はありませんか。7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 42ページのTポイントを活用した健康医療健診の取り組みということで、これは全県的にやるのか。また、幾つかの市町村でやるのかと、その内容の説明をお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今回、県の医師会のほうから提案いただきまして、南風原町、南城市、豊見城市、2市1町での実証事業をやっているということになっております。具体的には本人の同意を得て、本人が医療機関を受診した。その結果を医師会が健診の内容等を見ながら、その後の状況、保健指導とか、翌年の状況とか、そういう部分を見ながら段階的にTポイントとして本人がポイントをもらっていくということでございます。Tポイントカードです。そのポイントを、本人が受診することによる加算。それから自分の健康状態の改善による加算とか、そういう仕組みになっていきます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん Tポイントはどこでもらうのでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 Tポイントは、ご自分での確保ということになります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時22分）

再開（午前10時22分）

○議長 宮城清政君 再開します。

民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、前提としては個人がTポイントカードを持っているということでございます。このカードはT S U T A Y Aさんとかで交付を受けるとか、そういう形になります。そのカードを持って医療機関で健診を受診します。そのときにまず健診受診として300ポイントもらえると。その後、何らかの状況によって医療機関の受診とかがあった場合は、また医療機関で200ポイントと。それから結果が改善した場合に100ポイントという形でポイントがもらえます。これは個人へのインセンティブという形で、このインセンティブ制度が保険者努力支援制度でも評価されて、市町村にとってもプラスになることから、今回この事業の取り組みを進めてまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん それでは確認をいたします。まず、検診したときに提示をしてポイントもらおうと。そこから「病院に行ったほうがいいですよ」ということになって、この方が病院、さらに精密検査というか、そこら辺まで行ってやったときはもらって、さらに、この人がもう一度結果を、結果というのは1年ぐらい後ですよ。そういうときにまた、病院に提示をしてポイントもらおうということによってよろしいのでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現時点では、今医師会のほうから診療ネットワークという形での、そういうネットワークを使ってTポイントカードへのポイント付与のインセンティブをつけての取り組みということで詰めているところでございます。先ほどの300ポイント、200ポイント、100ポイントという部分もまだ案の状況ではございます。そういう形で健診受診した場合、何らかの必要性で医療機関で再審査とかをきちんと受けた場合とか、それから結果が改善した場合とか、そういう場合にポイントを付与していきましようということなんです。がっちりとした「こうです」というのは、まだこれからの段階ではございます。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑はありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 県のほうに単位化するというところで、保険税を県に納付するとかいろいろあるのですが、2、3の説明で歳入歳出不足調整額として1億3,000万円余り計上しておりますと。これは南風原町の医療費を総合的に見て、県が南風原町は幾ら納付しなさいと決めますよね。その額が足りないということなのですか。そういうことなのかどうか。ということは、今後の話として、その足りない額というのが次年度は1億3,000万円ぐらいあるのですが、南風原町は例えば保険料を値上げするとか、そうでなければ一般会計から持ち出しをするとか、このようにして穴埋めをしていくということになるのでしょうか。この一点をひとつ。

もう一つは、一般会計からの繰り入れですが、これまではずっと赤字がどれぐらいか見せるために繰り入れをしていなかったですよ。その他の繰り入れだったかな。それで、赤字解消のことで平成29年度は10億円余り入れたということで、その他の一般会計繰入金というのをこれまでやっていなかったですよ。平成26年ぐらいからやっていなくて、平成29年度、それを赤字を解消するというので入れたのですが、今度の予算では費目存置で1,000円となっていますけれども、これは今後も一般会計からの繰り入れはできるということでの費目存置なのかどうか。もしこれが全くできないのであれば廃目になるはずなのですが、そうではないから、その点はどうかということをお聞きしたいと思えます。

予算書の43ページ、この概要説明の3ページのほうにあるのですが、「県単位化により急激な医療費の増への対応が」と書いてあるのですが、県で一つになると医療費は、急激な医療費の増となるのかと。私は全県一緒になると、保険料が少なかったり、高いところとかいろいろならされて保険料が変わってくるというのはわかるけれども、単位化することによって医療費が各自治体で伸びるというのが私は理解できないものですか、その辺どうということなのか。以上、お願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。まず、1点目でございます。今年度の当初予算におきましては、歳入歳出の不足調整額として1億3,085万9,000円を計上しております。この部分に関しましては、議員おっしゃいますように、本年度の当初予算においては歳入と歳出の、明らかに歳入が足りない部分の金額がこの額でございます。これは歳入としては県から入ってくる療養給付費交付金、市町村が病院に払う分の100%分が県から入っています。そして、そのかわり市町村は県に事業費納付金というのを納めないといけません。この事業費納付金は公費で県から交付されます保険者努力支援制度等の部分と合わせて、徴収した保険税です。この事業費納付金に見合った保険税が徴収できていれば、通常赤字は発生しないというのが、この新しい国保制度になってからの仕組みでございますが、現時点では本町の場合は、1億3,085万9,000円が足りない。この部分は結果的には、税の収納部分がこれだけ足りないとなります。この部分に関して、国のほうにおいては、本来、一般会計からのその他繰り入れ、法定外の繰り入れと言われますが、その部分は好ましくはないと。しかしながら、平成30年度の制度改正においては急激に保険者の負担が増にならないように、平成30年度はまず制度の移行をしっかりと整えて、それから、それぞれ市町村の状況によって税率の改正等に取り組むようにと通知もでございます。本町におきましては、この1億3,085万9,000円の赤字というのは見えてきております。平成30年度に事業をスタートさせながら、この部分について平成31年度以降、この赤字の解消の部分、これまでの累積の赤字も含めてではあります。まず県単位化になってからの赤字の解消の部分については、税率の改正をどうしていくかという部分を平成30年度からしっかりと検討して、平成31年度はどうしていくかという方向性を出していきたいと考えております。

この赤字の解消にも関連してくるご質疑でございました。繰入金におけるその他一般会

3月6日（第3号）

計繰入金、法定外繰入金の部分でできるのかということでございましたが、これは市町村の事情によって可能ではあるということでございます。この部分をなくしてしまいますと、保険税の上昇が相当激変する市区町村出てきますので、この部分は市町村の裁量に委ねられているということでございまして、本町も平成29年度の最終補正予算で今回、一般会計からの法定外繰り入れを予定しておりまして、今議会に上程する予定としております。平成30年度以降におきまして、中期財政計画において国保への支援という部分では計画しておりますので、その受け皿として、法定外繰り入れの部分は残しているということでございます。

予備費の450万円の減の説明のところでございました。少し舌足らずになって、申しわけございません。これは保険給付費、医療費の支払いはそれぞれの市町村になっておりまして、それぞれの市町村において相当高額な医療費が発生したとか、そういう急激な医療費の増があったとしても、それに見合った額を県は交付してきますので、市町村が資金が足りないとか、そういう部分は今後発生しないというのがこの制度の仕組みとなっております。ですから、これまで急激な医療費の増額分として予備費に500万円、毎年組んでおりましたが、平成30年度以降はそういう部分が想定されなくなることから、450万円は減額して、50万円の計上としていただいております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 不足分のところはわかりました。その辺は、要するに次年度1億3,000万円の不足が毎年毎年出てくる可能性があるわけですね。県からどれぐらいの保険料が示されるかどうかわかりませんが、それに対する対応もあるだろうし、保険料の見直しというのを検討すると。わかりました。是非払える保険料にしてほしいと私は、この点では希望したいと思います。

もう一つ、先ほどの急激な医療費の増に対するものを予備費で持っていたと。ところが単位化すれば県から来るので、その対応は持たなくていいから450万円の減だということですね。急激な医療費の増とか、こういうのも全部県のほうでは対応できると。要するにすぐ交付されるということなのではないでしょうか。例えば医療費の支払いというのは、年度が切れても後から請求があるとか、いろいろありますよね。そういうこととは関係ないのかな。県からのお金がおくれてくるとかというのは、特に自治体としては関係ないのか。それとも病院の関係になるのか、その辺がよくわからないのですが、予備費を持たなくても大丈夫だということなのではないでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 医療機関への支払いは2カ月おくれという、1月診療分は3月に支払うという形になります。直接、町は医療機関に払うのではなくて、国保連合会を通して支払いますので、医療機関は国保連合会への請求。そこで、その情報は同時に県にも行きますので、県は常にその市町村に払う医療給付費交付金を確保しておりますので、その中からその都度、概算払いで市町村に支払いしていきますので、急激な医療費の増があったとしても県は対応できるという説明でございました。県は、その急激な医療費の増に対する基金を創設しておりますので、県全体でそういう事態になった場合は、県は県で基金から繰り入れるという仕組みになっております。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第13号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計予算については、総務民生常任委員会に付託します。

#### 日程第4．議案第14号 平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長 宮城清政君 日程第4．議案第14号 平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国古真章君 議案第14号 平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算 平成30年度南風原町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,843万3,000円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。（一時借入金）第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。（歳出予算の流用）第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用すること

3月6日（第3号）

ができる場合は、次のとおりと定める。（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第14号 平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算について、概要をご説明いたします。まず2ページから3ページにかけてですが、第1表 歳入歳出予算について、平成30年度の予算総額は2億8,843万3,000円で、前年度に比べ2,523万1,000円（9.6%）の増となっております。同会計の主な内容は、被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料を後期高齢者医療広域連合へ納めるための負担金を計上しております。

まず歳入について、7ページからご説明いたします。1款1項1目、特別徴収保険料1,405万6,000円の増は、2目、普通徴収保険料801万4,000円の増は、被保険者の増や基準所得額の増によるものです。平成29年11月末時点で後期高齢者医療広域連合が算出した保険料調定額に平成29年11月時点の町の徴収率を乗じ算出しております。

9ページをお願いします。3款1項1目、一般会計繰入金313万7,000円の増は、職員給与等の増により事務費繰入金32万8,000円増、後期高齢者保険料保険基盤安定負担金（保険料軽減分）が被保険者数の増により280万9,000円の増となったことによるものです。

引き続き、歳出についてご説明いたします。17ページをお願いします。2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金2,487万9,000円の増は、歳入の7ページでご説明しました特別徴収保険料1,405万6,000円増、普通徴収保険料801万4,000円増、歳入9ページの後期高齢者保険料保険基盤安定負担金（保険料軽減分）280万9,000円増によるものです。以上が、平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 職員の給与等の増による云々あるのですが、職員が後期高齢のほうは1人多く派遣するということで増になったということなのか。そのように理解したのですが、向こうの職員の数というのは、市町村で決まっているのですか。それとも南風原が1人ふやしたとか、そのようになるのか。派遣できるところから派遣するというものなのか。その辺、教えてもらえませんか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。本特別会計に計上しています人件費については、後期高齢の事務に携わる職員の給与分で、1名が後期高齢者医療制度の担当をしておりまして、1名分の給与でございます。予算書の20ページをお願いします。ここの総括というところ、上の表のほうですが、真ん中の給与費がありまして、職員手当というのがございます。前年度と本年度の比較がございまして、職員手当で38万2,000円の増、その下の表が手当の内訳というのがございまして、前年度は住居手当がございせんでしたが、今年度から住居手当が発生しているということで、その部分の職員給与の増のことでございます。

それから後期高齢者医療広域連合への派遣については、市町村ごとに人数が割り当てられていたと思うのですが、その辺はまた確認して委員会での報告とさせていただきます。後期高齢者医療特別会計からは、後期高齢者医療広域連合での事務費、運営費等についても負担金としてそれぞれの市町村の人口とかの割り当てで負担金を出しております。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時44分）

再開（午前10時45分）

○議長 宮城清政君 再開します。

ほかに質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第14号 平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第5．議案第15号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計予算について



3月6日（第3号）

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第15号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第15号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計予算 平成30年度南風原町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,817万9,000円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定める。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第15号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計予算について、概要を説明いたします。2ページから3ページにかけてでございます。第1表 歳入歳出予算について、平成30年度の予算総額は6億8,817万9,000円で、前年度に比べ3,621万1,000円（5%）の減となっております。内容については、6ページ以降の事項別明細書で説明いたします。

4ページ、第2表 地方債は、下水道整備事業債の合計で限度額が1億4,880万円となります。起債の方法、利率、償還の方法は記述のとおり例年同様で、前年度に比べ370万円（2.4%）の減となっております。

歳入については、9ページから説明いたします。9ページ、2款1項1目、下水道使用料834万円の増は、現年度分を平成29年度調定見込額に対前年度の伸び率1.02と徴収率99.1%を乗じて積算し811万4,000円の増、滞納繰越分については、滞納繰越分見込額に徴収率80%で積算し22万6,000円の増となっております。

11ページ、3款1項2目、浸水対策事業補助金3,000万円の減は、防災安全交付金の内示見込みによる浸水対策下水道事業で津嘉山第3雨水幹線の完了により減となっております。

12ページ、4款1項1目、土木費県補助金100万円の増は、沖縄振興公共投資交付金の内示により未普及解消事業で240万円の増、下水道接続促進事業で140万円の減となっております。

13ページ、5款1項1目、繰入金1,198万2,000円の減は、歳入歳出の増減によるものであります。

17ページ、7款3項1目、貸付金元利収入48万9,000円の減は、下水道接続の排水設備工事に伴う借受人が、平成26年度からの接続補助開始に伴い借受件数が減少したことによるものであります。

18ページ、7款4項1目、雑入50万円の増は、消費税還付金の見込みによるものです。

19ページ、8款1項1目、町債370万円の減は、補助事業費及び負担金等の見込みによる増減により、下水道整備事業債の公共分で650万円の増と流域分で950万円の増はあるものの、浸水対策分で1,840万円の減と公営企業会計適用債で130万円の減によるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。20ページから22ページにかけて、1款1項1目、下水道事業費3,859万1,000円の減は、19節、負担金補助及び交付金412万2,000円の増はあるものの、補助事業費の内示見込みにより主に13節、委託料4,269万9,000円の減によるものであります。

23ページ、2款1項1目、元金463万5,000円の増は、新たに元金償還の発生によるもので公共下水道事業分377万3,000円の増と流域下水道事業分86万2,000円の増となっております。2目、利子225万5,000円の減は、前年度借入実績及び償還完了によるもので公共下水道事業分179万円の減、流域下水道分60万9,000円の減、今年度から新たに公営企業適用債償還利子14万4,000円の増によるものです。なお、元金利息の償還額については、起債償還年次表に基づき計上しております。

33ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書であります。

34ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が平成30年度南風原町下水道事業特別会計予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

3月6日（第3号）

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。  
（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっており、議案第15号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計予算については、経済教育常任委員会に付託します。

#### 日程第6．議案第16号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算について

○議長 宮城清政君 日程第6．議案第16号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第16号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算 平成30年度南風原町の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,696万8,000円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、7億円と定める。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第16号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算について、概要を説明いたします。2ページから3ページにかけてでございます。第1表 歳入歳出予算について、平成30年度の予算総額は7億1,696万8,000円で、前年度に比べ2億6,583万9,000円（27%）の減となっております。内容については、6ページ以降の事項別明細書で説明いたします。

4ページ、第2表 地方債は、土地区画整理事業債の合計で限度額が2,340万円となります。起債の方法、利率、償還の方法は記述のとおり例年同様で、前年度に比べ710万円（43.6%）の増となっております。

歳入については、8ページからとなります。1款1項1目、保留地処分金2億7,473万6,000円の減は、今年度の処分予定が3画地（面積779㎡）で前年度より9画地（面積2,833㎡）の減によるものであります。

10ページ、3款2項1目、総務費補助金468万円の減は、磁気探査支援業務で行う造成工事がないたため皆減となっております。2目、土木費県補助金7,020万円の増は、沖縄振興公共投資交付金の内示配分によるものであります。

11ページ、5款1項1目、繰入金6,366万7,000円の減は、一般会計繰入金1,366万7,000円の減と土地区画整理事業基金繰入金5,000万円の減によるものであります。

17ページ、10款1項1目、土地区画整理事業債710万円の増は、沖縄振興公共投資交付金の内示配分によるものであります。

次に歳出について説明いたします。19ページから20ページにかけて、2款1項1目、事業費4,937万2,000円の増は、13節、委託料1,242万8,000円の減、15節、工事請負費9,751万円の減はあるものの、補助事業費の内示により主に22節、補償、補?及び賠償金1億6,125万8,000円の増によるものであります。

20ページ、2款1項2目、土地区画整理事業基金整備事業費5,000万円の減は、13節、委託料100万円の増、15節、工事請負費2,300万円の増はあるものの、22節、補償、補?及び賠償金7,400万円の減によるものであります。

21ページ、3款1項1目、基金積立金2億7,473万6,000円の減は、歳入で説明しました保留地処分金を基金へ積み立てるものであります。

22ページ、4款1項1目、元金の1,172万円の増は、新たに元金償還の発生によるものであり、2目、利子211万3,000円の減は、前年度借入実績及び償還完了によるものであります。なお、元金、利息の償還額については、起債償還年次表に基づき計上しております。

31ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算の概要でございます。ご審議



3月6日（第3号）

のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 前年比27%減ということですから、全体で3割近い予算規模になったということですね。一つ一つ、もちろん説明されているわけですが、項目によっては、歳出でいうと19ページから20ページは事業費で5,000万円の増になっていると。20ページの土地区画整理事業基金整備事業費は5,000万円の減。こうやっていると、いろいろな増減、それぞれの款とか、項目によってあるわけですが、全体として3割近くも減になったということの一番大きな要因はどういうことでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今回の約30%近くの減につきましては、保留地処分金のほうが2億7,000万円ほど減になっておりますので、これに伴う減が主です。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第16号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第7．議案第17号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長 宮城清政君 日程第7．議案第17号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第17号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算 平成30年度南風原町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,156万8,000円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。（一時借入金）第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第17号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算について、概要を説明いたします。2ページから3ページにかけてであります。第1表 歳入歳出予算について、平成30年度の予算総額は2,156万8,000円で、前年度に比べ796万9,000円（27%）の減となっております。内容については、5ページ以降の事項別明細書で説明いたします。

歳入については8ページからとなります。2款1項1目．農業集落排水使用料1万2,000円の増は、現年度分で平成29年度調定見込額に年間2件増の見込みによるものであります。

10ページ、3款1項2目．農業集落排水資源循環促進事業補助金691万9,000円の減は、今年度予定がありませんので皆減となっております。

11ページ、4款1項1目．繰入金107万5,000円の減は、歳出の減によるものであります。

続きまして、歳出について説明いたします。17ページ、1款1項1目．事業費796万8,000円の減は、主に13節．委託料で前年度の機能診断調査業務ほか2件がないための減と15節．工事請負費48万7,000円の減によるものであります。

18ページ、2款1項1目．元金8万3,000円の増と2目．利子8万4,000円の減については、新たな元金償還開始及び償還完了はありません。起債償還年次表に基づく計上であります。

20ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算の概要でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（午前11時06分）

3月6日（第3号）

再開（午前11時06分）

○議長 宮城清政君 再開します。

質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第17号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第8．決議第1号 議員派遣の件について

○議長 宮城清政君 日程第8．決議第1号 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮ります。議員派遣の件については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午前11時09分）